

第9回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成20年11月26日 18時01分～23時20分

会場：第2庁舎地階第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

■素案案の29条及び30条に関する修正事項案について

- 公的責任について気にしている委員がいるが、そうした声に応えた案になっているか。
→「市民の視点に立った」という表現で、市民に対する公的責任がカバーされていると思われる。
- 公的責任という言葉を使わなくても、行政には最終的には責任があるという趣旨が伝わればよいと思う。
- 行政の運営と整備とで条文を分けたほうがいいのではないか。整備の話だけでなく、行政の日々の運営について規定する条文を改めて設けておいたほうが望ましいのではないか。
→整備の話でも運営の話でも、内容としては同じであるため、2つ並べても同じ条文が続くイメージになったので削除した。
→市民の視点に立って、責任の所在が明確となるものに整備をすれば、行政の運営についても当然ながら、整備の方針に従ってなされると思われるので、条文を分ける必要はないと思われる。ただし、より明確にするとしたら、組織運営については、効率的かつ責任の所在が明確となる運営をすることを新たに29条の前に置いてはどうか。

□修正事項 素案案の24・3条として、「市長その他の執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。」を新たに設ける。この裏付けとなる素案案の規定は30と32とする。

□修正事項 素案案の29条を「市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。」とする。

□検討事項 29条は組織運営ではなく、組織のあり方について述べるものであるため、そのタイトルを「行政組織」や「組織体制」とするなど検討する。

■対話集会で寄せられた意見の検討

- 検討委員会での条例検討時期を延長するべきなど、手続きに関する意見については、起草委員会では取り扱えないため、ここでは検討できない。
- マンションの多さなど、川口市の特徴について言及した意見については、前文に盛り込めないか検討する。

- 対応するためには詳細な規定が必要と考えられる意見については、個別条例の検討に譲る。
- 外部評価の指摘が多いが、この点はやはり重要なので、行政評価については、条文の検討も更に行いたい。

□検討事項 外部評価の導入など、行政評価の客観性の担保に関する意見については、意見を踏まえて条文の検討を引き続き行う。

■12条について

- 素案案12条の「市政の運営において公平かつ誠実な扱い」としているが、施設サービスの内容など、市内で地域事情を反映させて必ずしも統一されていないものもある。この点は条文で言い切ってしまうのもよいのか。
→逐条解説で実質的な公平であることをうたうことで対応できると思う。

□検討事項 12条については、逐条解説で実質的な公平であることをうたうなどの対応を検討する。

■パブリックコメントの検討

○前文

2（対応するコメント番号。以下同じ）

- 本文がまずはあって、前文はその理念に則って作成されるものである。（起草委員会としてのパブリックコメントへの検討結果。以下同じ）

9

- 前文の4つの候補は、策定委員から出たものであるし、また今後公開されてパブリックコメントにかけられるものである。

○目的

2

- 本文がまずはあって、前文はその理念に則って作成されるものである。

5

- 明確にするように修正している。

9

- 協働の重要性については原案でも盛り込んでおり、また更に明確にするかは現在検討中である。

11

- 「市政運営の理念」については、総則の部分などで十分盛り込まれている。

12

- 協働の重要性については原案でも盛り込んでおり、また更に明確にするかは現在検討中である。

○条例の位置づけ

- 素案案で対応している。

○定義

3

- 素案案で対応している。

8

- 自治基本条例で非居住者に選挙権を与えるわけではないため、懸念している居住者である住民軽視にはつながらない。

○市民の権利

- 条文の本文中で参加の意味について明示している。

○市民の役割

3、 7、 6

- 運営調整部会で検討中である。

○事業者の役割

- 事業者の定義については、パブリックコメントで回答した上で（営利法人であり NPO は含まれない）、逐条解説にも盛り込む。

○市民参加

8

- 無差別抽出による選考方法については、今後研究するものとする。

11

- 個別条例については運営調整部会で検討中である。

○協働の原則

5

- 川口らしさについては、今後とも検討する事項である。

7

- 運営調整部会で検討中である。

6

- 手続きについては、運営調整部会で検討中である。

9

- 協働については、現在も検討中である。

12

- 個別条例で検討すべき事項である。

○地域コミュニティ

7

- 地域協議会を想定していたが、その想定は現在はしていない。

9

- 地縁による団体の部分でマンションについても意識している。

□検討事項 「ボランティア日本一」という川口の特徴については、前文で言及できないかなど検討をする。

11

- 趣旨は既に取り入れている。

○市政へのアクセス手段

1

- 趣旨は既に取り入れている。

6

- 同様の問題意識は指摘の通りであり、自治基本条例で定める理念的な規定では対応ができていていると考える。

11

- 審議会の性質にもよるため、一律な対応は運用を硬直化させると考えられる。

○住民投票

8、11

- 制度の詳細については、個別条例で今後検討することが求められる。

○市民公益活動団体

- 責務を設けることは難しいが、条例でも市民公益活動団体についてはとりあげている。

○議会・議員の役割・責務

- 議会の役割や責務に関する条文は設けている。議会基本条例の制定については、議会に研究していただきたい旨は策定作業のなかで伝えることとなるだろう。

○議会の活性化

- 議会の活性化に関する条文は設けている。詳細は議会改革小委員会で検討している。
(議会事務局に回答は依頼することも検討する)

○市長の役割・責務

- 市長の説明責任については条文で触れている。

○行政の役割・責務

- 24-3条で対応可能。

○組織運営

11

- 職員の意欲については 32 条で対応可能。意思決定については 28 条で対応可能。

12

- 連携については、29 条や財政運営の条文で対応可能。

○行政評価

- 客観性の担保については現在も検討中。評価の具体的な方法については、行政評価に関する要綱に示されている。

○行政監査

- 37 条で外部監査について検討するものとしている。なお、策定委員会としては、外部監査が必須としてのコンセンサスは得られていないため導入が必須とまでは明記していない。

○総合計画

- 総合計画策定のなかで検討している。

○財政

- 詳細な点については自治基本条例では規定しきれないが、財政に関する項目は条文中に設けている。

○情報公開

4

- 詳細な点については自治基本条例では規定しきれないが、18 条で積極的な情報の提供を示している。

6、 11

- 詳細な点については自治基本条例では規定しきれないが、18 条で積極的な情報の提供について示している。

○職員の能力向上

- 33条で示している。

○コンプライアンス

8

- 市政オンブズマンについて言及していると思われるため、その項と合わせて答える。

11

- 具体的な条例は存在する旨を答える。

○市政オンブズマン

- 市政オンブズマンの設置の是非については現在検討中である。

○運用推進委員会

- 今後、運用推進委員会については運営調整部会などで検討が予定されている。

○競争入札

- 意思決定の透明化の部分で対応。

○出資法人

- 財政運営の部分で対応。

○学習機会の提供

- 職員については条例で対応している。市民については生涯学習として総合計画で対応している。

○全体

3

- 策定の背景について説明する。また、目的や前文でも説明する。

7

- 協働については継続して検討中であるが、地域コミュニティは記述をしている。

9

- 連携や川口らしさなど、指摘の部分については条文で対応している。

11

- 目的の項など、条文のなかで対応を図っている。必要な改廃については現在も検討事項である。「わかりやすく」という言葉も使っている。

12

- 前文で対応を検討したい。

○その他

5

- 策定期間については、調整部会での検討事項である。

6

- 手続き、運営調整部会、広報のあり方などについては、調整部会での検討事項である。

9

- 策定期間については、調整部会での検討事項である。

10

- 策定期間については、調整部会での検討事項である。

12

- ボランティアについては前文で対応を検討する。

以上